

○議長（伊達忠一君） これより会議を開きます。

日程第一 国務大臣の演説に関する件（第二日）

去る二十四日の国務大臣の演説に対し、これより順次質疑を許します。吉川沙織君。

〔吉川沙織君登壇、拍手〕

○吉川沙織君 立憲民主党の吉川沙織です。

私は、会派を代表して、総理に対し質問いたします。

今、世界中で、司法を抱き込み、メディアを黙らせ、憲法を変えるなど、合法的な独裁化が静かに進んでいます。米国では、一九八〇年前後から政党の極端化、先鋭化が進み、民主主義的規範が弱体化し、そして現大統領の誕生に至っています。これまで米国は、相互的寛容と自制心を持つという寛容と自制の規範は、柔らかいガードレールとして機能し、党派間の闘いを避けるために役立ってきました。しかし、現在は、この柔らかいガードレールが機能せず、米国の民主主義は危機に直面しているとされています。

翻って、日本でも、政党間の批判は激烈化し、一強体制の下で、国会の重要な討議機能は機能不全を起し、公務員は上を見てそんたくし、政党同士は罵り合い、最終的には選挙制度まで数を頼んで強行採決で成立させるなど、米国と同様に、

民主主義は危機的な状況に陥っています。

明治憲法制定時の議論では、立憲主義と政略主義が対立し、政府に憲法の足かせをはめようとする立憲主義を採用し、政府が唱える大義のためには、時には手段を選ばず、憲法がその妨げになる場合にはそれをないがしろにすることも辞さない、外見的立憲主義である政略主義は排除されました。総理の政策実現手法は、立憲主義をないがしろにする、明治の先人が排除した政略主義です。

そこで、まず日米の民主主義をめぐる現状認識、そして総理自身の政略主義に対する見解を伺います。

森友、加計学園問題、官僚不祥事、いびつな国会運営など、過去の政権であれば何度も内閣総辞職するほどの失政を繰り返しながら、一強体制がここまで続いているのはどのような理由によるのでしょうか。疑惑が発生すると、当初は全否定し、関連証拠が徐々に明らかになると、責任を現場あるいは末端にとどめ、客観的証拠がないとして最高責任者は決して責任を取らないという疑惑の処理方法は、行政独裁と言われる国家に共通してよく見られる現象です。

そして、一つ一つの政治的行為や政治的発言についてじっくり時間を掛けてその適否や意義を吟味するという習慣が、私たちの社会から失われつつあります。経済活動における効率性や迅速性を

優先する論理を、民主主義制度、国会運営など、

本来じっくり時間を掛けるべきで、数値化になじまない活動に持ち込み、費用対効果を優先し、審議時間さえ消化すれば数に頼んだ強行採決は可能であるとの論理が横行する現状について、総理は全く問題がないとお考えか、御所見を伺います。

以下、具体例に沿って伺っていきます。

まず、加計学園問題で話題となった国家戦略特区です。

アベノミクスの成長戦略の一つとして、地域や分野を限定し、岩盤規制改革の名の下に大胆な規制改革・緩和や税制面の優遇を行う規制改革制度だとされています。それでは、果たしてどれだけ経済成長に効果があったのでしょうか。

国家戦略特区は、アベノミクスの第三の矢である民間投資を喚起する成長戦略の一つだと喧伝されました。しかし、その内容が不明確で、理論的根拠も曖昧な国家戦略特区の成果とともに、アベノミクスに関する現状での総括について、総理にお尋ねします。

今年に入り、財務省の公文書改ざんや厚労省の裁量労働制に係る不適切データ問題など、行政文書や統計の信頼性を揺るがす事態が相次ぎました。加えて、今年八月には、国の行政機関全般において障害者雇用の障害者数を水増し計上していた事実が発覚し、行政、統計等の信頼は地に落ちまし

た。民間企業に率先して範を示すべき公務部門において法定雇用率にはるかに及ばない状況が常態化してきたことは、制度の根幹を揺るがす看過し難い事態です。しかも、先国会開会中にこれに気付きながら、立法府たる国会に報告が一切なかったことも踏まえ、その責任の所在、取り方について、総理の見解を伺います。

次に、外国人材についてです。

所信表明で総理は、外国人労働者の受入れ拡大に意欲を示されておられます。

これまで政府は、外国人材受入れの在り方について、移民政策と誤解されないような仕組みや国民的なコンセンサス形成の在り方などを政府横断的に進めていくとしてきました。今回、移民政策を取らないという立場を維持しながら、それを骨抜きにする事実上の移民受入れにゴーサインを出したということでしょうか。

移民とは、入国の時点でいわゆる永住権を有する者であり、就労目的の在留資格による受入れは移民には当たらないという世界に例を見ない移民の定義を厳守しつつ、引き続き労働者不足に対処していくつもりなのででしょうか。

現政権らしい正面突破を避けた政策とも言えますが、外国人技能実習制度を現状のまま放置し、安易に在留資格を拡大することは、外国人労働者に対する人権保障の観点から問題が大きい上、新

たな受入れ対象となる職種も全て省令に委ねられます。急場しのぎの労働者不足対策としか思えませんが、総理の見解をお尋ねします。

外国人労働者の受入れ拡大については、労働市場に及ぼす影響も懸念されます。特に、私が一貫して取り組んでいる、現在三十歳代後半から四十歳代前半のいわゆる就職氷河期世代は、今なお非正規労働を余儀なくされている者が多い世代であり、自己責任の名の下に、政治の光は当時一切当たりませんでした。労働者不足の解消を言うのなら、まずは、この就職氷河期世代の雇用確保を最優先すべきではないですか。総理の見解を伺います。

政府は、最近、現役世代の急速な人口減少という新たな局面に対応するため、二〇四〇年頃を展望した社会保障改革について国民的な議論が必要としています。しかし、二〇四〇年は、就職氷河期世代が現役世代から高齢者世代に移行する時期でもあります。働き盛りに正社員になれなかった世代が高齢になれば、年金も十分でなく、生活保護の受給者が増大することが懸念されます。

二〇四〇年頃の社会保障を展望するならば、就職氷河期世代が高齢者世代に移行する局面への対応は必須であり、生活保護等社会保障給付に与える影響額についても試算すべきではないかと考えますが、いかがですか。

女性活躍と言いながら、第四次改造内閣の女性閣僚はたった一人にとどまっております。一億総活躍にも疑問符が付きまといまいます。一億総活躍を進めるつもりなら、学校を卒業しようとしたときの社会経済状況に翻弄され、能力があるのに非正規雇用でくすぶり続けている就職氷河期世代の正社員化、雇用確保に正面から取り組む必要がありますが、見解を伺います。

総理は、今日十五日、消費税率について、法に定めがあるとおり、現行の八%から一〇%へと引き上げることが表明されました。また、消費税率引上げによる経済的影響を確実に平準化できる規模の予算を編成するとしています。この駆け込み需要の反動減対策は、相当な規模、内容になるとの観測もあります。しかし、それほどまでに消費の冷え込みに敏感となっているということは、まさに、今は消費税を引き上げる経済状況ではないということを自ら認めているということにはほかならないのではないのでしょうか。総理の見解を伺います。

この駆け込み需要の反動減対策と財政健全化とをいかに両立しようとしているのかも不明です。政府は、従来掲げてきた財政健全化目標の達成時期を五年先送りしました。反動減対策の規模、内容によっては、ただでさえ実現可能性が疑われている財政健全化目標の達成を更に困難なものとする

るのではないでしょうか。反動減対策を講じれば、支出以上に税収が得られると見込んでいるのでしょうか。反動減対策と財政健全化目標の達成の関係をどのように整理しているのでしょうか。見解を伺います。

また、駆け込み需要の反動減対策の規模が膨らみ、財政再建に充てられる引上げ分消費税収を上回ることになれば、結果として、財政再建なき消費税増税が行われるのと同様の効果をもたらすこととなります。これを是とするのでしょうか。総理の見解を伺います。

今年は大きな自然災害が相次いでいます。改めて、お亡くなりになられた方々に哀悼の意を表するとともに、被害に遭われた皆様にお見舞いを申し上げます。

一昨年の熊本地震の際は、約一か月後に補正予算が提出され、成立しています。今回は遅きに失したと言わざるを得ません。補正予算案の提出時期の適切性について、総理の所見を伺います。

また、北海道胆振東部地震に際し、政府は、関係機関から報告された被害状況を独自に取りまとめ、死者数を発表しました。しかしながら、北海道が取りまとめた情報と食い違い、政府は二度にわたり訂正する事態となりました。防災基本計画によれば、災害による人的被害を認定するのは市町村であり、市町村からの情報を一元的に集約し、

公表するのは都道府県です。今回は、政府と北海道の情報が食い違うために、ただでさえ大きな被害が発生し対応に追われる道庁に対し、正確な情報を求めて問合せが相次いだとの報道もなされています。

防災基本計画における国と地方の役割分担をないがしろにした側面が否定できない今回の被災情報の公表について、政府の総括を伺います。あわせて、大規模災害時の情報の取扱いに関し、国と地方公共団体の役割分担はどうあるべきか、総理の認識を伺います。

そして、憲法についてです。

憲法とは、権力者の恣意的な行動を抑制する縛りとして制定されたものです。総理は所信表明で、憲法とは国の理想を示すものと、全く誤った憲法理解を示しています。総理は、改憲という悲願を達成するため、真正面からではなく、政略主義的に改正しようとしてきました。

総理は、北東アジアにおける安全保障環境の激変を理由として第九十六条の改正手続の要件緩和をもくろみ、これが失敗すると、これまで確立した政府解釈を変更するなど、権力のブレーキを次々に外し、集団的自衛権の行使容認に踏み切ってきました。そして、総理は、ほとんどの憲法学者が主張する違憲説をかわすため、頻発する大災害で奮闘する自衛隊への配慮を示し、憲法第九条

の二を新設しようと考えています。

所信表明では、制定から七十年以上を経た今、国民の皆様と共に議論を深め、私たち国会議員の責任を、共に果たしていこうではありませんかとされました。なぜ改憲が必要なのか、どこに不都合があるのか、ただ制定から七十年以上経過したというだけで改正しなければならぬのでしょうか。総理の改憲に対する基本的所見を伺います。

また、所信表明で総理は、憲法審査会の審査のありように言及されました。これまで総理は、度々、国会のことは国会で決めていただく旨答弁されてきましたが、今回の所信は、これまでの答弁と矛盾し、三権分立の観点からも問題があるのではないかと考えますが、総理の見解を伺います。あわせて、憲法第九十九条が規定する閣僚などの憲法遵守義務について、どう認識し、それを全うするために具体的にどのような措置をとるつもりでしょうか。憲法遵守義務を負う総理は、おのずと改憲に係る発言について自制的、抑制的であるべきと考えますが、見解を伺います。最後に、唯一の立法機関である国会の立法行為として国会による行政統制という観点から伺います。

立法府と行政府の関係については、これまで、東ね法案や包括委任規定を問題として、議院運営委員会理事会や質問主意書等で再三にわたり指摘

申し上げてまいりました。

東ね法案は、法律案を束ねることによって国会審議を形骸化するとともに、国会議員の表決権を侵害しかねないものであること、包括委任規定を含む法律案は、細目的事項を具体的に明示せずに実施命令の根拠規定を法律に設けようとするものであり、法律による行政の原理の意義を埋没させるおそれがあるとともに、立法府の空洞化を招来しかねないものであるといった問題を抱えているものです。私は、立法府に身を置く議会人の一人として、危惧を抱かざるを得ません。

国会は、憲法上、国権の最高機関であり、国の唯一の立法機関として、法律による行政の根拠である法律を制定するとともに、行政執行全般を監視する責務と権限を有しています。国会の憲法上の責務と権限を侵害しかねないような束ね法案と包括委任規定については、立法府と行政府の関係が改めて問われている今こそ、厳に慎むよう方針を決めるべきではないでしょうか。総理の見解を伺います。

これまで申し上げましたとおり、日本の民主主義が危機的状況に陥っている中、いま一度、民主主義の意味を問い直し、法律による行政を取り戻す必要があるのではないのでしょうか。

立憲民主党は、今月三日、結党二年目を迎えました。立憲主義に基づく民主政治の原点に立ち返

り、多様性を認め合い、困ったときに寄り添い、お互いさまに支え合う社会を実現するため、現政権と明確に対峙する揺るぎない野党第一党としてその責任を全うすることを申し上げまして、私の質問を終わります。

ありがとうございます。(拍手)

〔内閣総理大臣安倍晋三君登壇、拍手〕

○内閣総理大臣(安倍晋三君) 吉川沙織議員にお答えいたします。

日米の民主主義と政略主義についてお尋ねがありました。

他国についての言及は控えますが、我が国の民主主義を絶えず発展させていく、これは私たち政治家全員の責任であります。政治家が激しい言葉で互いの批判に終始したり行政を担う公務員を萎縮させても、それが民主主義の発展に資するとは考えません。それぞれが国民の皆様の前にしっかりと政策の選択肢を示すこと、そして建設的な議論を通じて政治を進めていくことこそが民主主義の王道であると考えます。

長い民主主義の歴史を持つ英国のチャーチル首相がかつて最悪の制度と評したように、民主主義に完璧などありません。それでもなお、私たち政治家は責任を果たさなければなりません。現状への不満を言い募るよりも、より良い民主主義を求めて共にたゆまぬ努力を重ねていくべきであります。

お尋ねの政略主義という考え方については、立憲民主党の皆さんほど詳しく研究したことはありませんが、全ては国民のため、いかなるテーマについても逃げることなく議論を行わせていただきたい。与党、野党の立場を超えて、国民の負託に応える建設的な議論をさせていただきたいと考えています。

審議時間と採決の在り方についてお尋ねがありました。

国会の運営については、国会において適切に決められるものと考えております。

政府としては、国会からの求めがあれば誠実に審議に対応すべきものであると考えており、今後とも丁寧な対応に努めてまいります。

国家戦略特区の成果とアベノミクスの現状の総括についてお尋ねがありました。

国家戦略特区は、岩盤規制改革の突破口として、企業による農地取得などの農業改革や、都市公園内での保育園設置の特例による待機児童対策、都市計画手続や航空法の高さ制限の特例による都市再生など、これまで長年にわたって実現できなかった規制改革を実現することで、地方創生や経済成長に大きく寄与しています。

こうした取組の中で、例えば、首都圏の特区を活用した都市再生プロジェクトについては、東京都は八兆五千億円の経済効果があると試算してい

ます。また、福岡の都市再生開発プロジェクトは、市の試算によれば八千五百億円の経済効果が見込まれるなど、その地域の経済成長につながっています。

さらに、農業、医療、エネルギー分野などにおける規制改革、法人税を引き下げ二〇%台を実現、TPP、日EU・EPAといった経済連携の推進など、この五年余り、大胆な成長戦略を実行してまいりました。

こうしたアベノミクス三本の矢によって、名目GDPは一二・二%増加し、過去最高となりました。生産年齢人口が四百五十万人減る中、雇用は二百五十万人増加し、正社員の有効求人倍率は、調査開始以来、初めて一倍を超えています。さらに、五年連続で今世紀に入って最も高い水準の賃上げが実現し、この春の中小企業の賃上げ率は、過去二十年間で最高になっています。こうした中で、先般の内閣府の調査でも、現在の生活に満足と回答した方々の割合は、七五%と過去最高となりました。

今後、更にアベノミクス三本の矢を力強く放つことで、更なる景気回復、所得の向上とデフレ脱却の実現を目指してまいります。

国の行政機関における障害者雇用についてお尋ねがありました。

国の行政機関において雇用している障害者数の

計上については、一部の機関に誤りが見られたことから、厚生労働省において点検を開始し、八月二十八日に全ての機関における状況を公表したところでです。

その上で、その実態の検証を行うことを目的として関係府省連絡会議の下に検証委員会を設置し、同委員会の報告も踏まえた上で、去る十月二十三日に公務部門における障害者雇用に関する基本方針を決定しました。

その際、私から、各大臣は、今回の事態を深く反省し、真摯に重く受け止め、組織全体として基本方針に基づき再発防止にしっかりと取り組むよう強く指示しました。

基本方針に基づき、再発防止はもとより、法定雇用率の速やかな達成と障害のある方が活躍できる場の拡大に向け、政府一体となって取り組んでまいります。

外国人材の受入れ拡充と就職氷河期世代の就労支援についてお尋ねがありました。

安倍内閣においては、いわゆる移民政策を取ることは考えておりません。新たな受入れ制度は、深刻な人手不足に対応するため、現行の専門的、技術的分野における外国人の受入れ制度を拡充し、真に必要な業種に限り、一定の専門性、技能を有し、即戦力となる外国人材を、期限を付して我が国に受け入れようとするものであります。

制度の運用に当たっては、国内人材の確保や生産性の向上の取組を行ってもなお外国人材の受入れが必要と認められる業種に限るとともに、外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策の検討を進め、在留のための環境整備について、関連施策を積極的に推進することとしております。

いわゆる就職氷河期世代であって、現在も就労に関し様々な課題に直面している方々には、今後の我が国の社会経済を支える人材として活躍していただけるよう、マンツーマンによる相談支援などの就労支援に全力で取り組んでまいります。

就職氷河期世代の方々の社会保険給付への影響と就労支援についてお尋ねがありました。

平成三十年五月二十一日の経済財政諮問会議において、政府は、高齢者人口がピークを迎える二〇四〇年頃を見据え、社会保障給付や負担の姿を幅広く共有するため、議論の素材として、二〇四〇年までの社会保障全体の給付と負担に関する見通しをお示ししました。

これは、全世代を対象に人口、経済について一定の前提を置いた長期的な推計であり、御指摘のような特定世代の例えば退職といった一時の局面に限った試算は含まれておりません。

一方、就職氷河期世代の方々については、高齢者世代になる前に安定した職を得て、自立を図る支援を行うことが重要と考えています。

政府としては、就職氷河期世代の方々がより安定した仕事に就くことができるよう、雇用失業情勢の改善が着実に進んでいるこの時期を捉え、マニツーマンによる相談支援、個々のニーズに即した職場体験、就職後の定着、ステップアップ支援などの就労支援を行っていきます。

二〇四〇年を展望し、誰もがより長く元気に活躍できる社会の実現に向けて全力で取り組んでまいります。

消費税率引上げに関する対策についてお尋ねがありました。

五年半にわたるアベノミクスの取組により、政権交代後、極めて短い期間でデフレではないという状況をつくり出す中で、名目GDPは一二・二％増加し、過去最高となりました。

消費についても、一国全体を捉えるGDPベースで見ても、実質で二〇一六年以降、前期比プラス傾向で推移し、二〇一三年の水準を上回るなど、持ち直しています。

来年十月に予定されている消費税率引上げに当たっては、前回の三％引上げの経験を生かし、あらゆる施策を総動員することが必要と考えております。もちろん、無駄な歳出等を行うつもりは全くありません。御指摘の駆け込み需要や反動減といった経済変動を可能な限り抑制するためにも、万全を期す必要があります。

二〇一九年度、二〇二〇年度の当初予算において臨時特別の措置を講じることにより、消費税率引上げによる経済的影響を平準化するとともに、引き続き、経済再生を図りながら、歳出と歳入、それぞれの面からの改革を続け、二〇二五年度の国、地方を合わせたプライマリーバランスの黒字化を確かなものとしてまいります。

補正予算の編成のタイミング、大規模災害時の情報の取扱い及び被災情報の公表についてお尋ねがありました。

まず、大阪北部地震、西日本豪雨、台風二十一号、北海道胆振東部地震など、大規模な災害が相次いで発生しました。お亡くなりになられた方々と御遺族に対し、深く哀悼の意を表しますとともに、被災者の皆様に心からお見舞いを申し上げます。

政府としては、一連の災害に対し、関係自治体の復旧復興事業が進むよう、予備費を十分に活用し、発生後、直ちにプッシュ型支援を実施するとともに、生活やなりわいの再建に向けた支援策の実施、激甚災害の指定などの対策を迅速に講じてきたところです。こうした対策は、予備費の積み増しを主たる内容とする補正予算を編成した熊本地震の際の対応と比較しても十分なものであったと考えております。

今回、一連の災害で生じた被害の状況や地域ご

との復旧復興の進捗等に応じて必要な財政措置を講ずるため、平成三十年補正予算案に九千三百五十六億円を計上しているところであり、早期の成立の御理解と御協力をお願いいたします。

災害時における国と地方公共団体の役割分担については、災害対策基本法及びそれに基づく災害基本計画等により定められておりますが、いずれにしても、国と地方公共団体が緊密に連携した対応が重要であると認識しております。

政府として、被害規模の早期把握の観点から、警察庁、消防庁等からの報告を取りまとめ、把握した被害状況を公表してきたところです。今後は、都道府県が公表した被害状況も踏まえ、より正確な情報発信に努めてまいります。

憲法改正と憲法遵守義務についてお尋ねがありました。

憲法改正の内容については、私が内閣総理大臣としてこの場でお答えすることは差し控させていただきます。

その上で、その上で、お尋ねでございますのであえて申し上げますと、憲法は、主権者たる国民が、その意思に基づき、国家権力の行使の在り方について定め、これにより国民の基本的人権を保障するものでありますが、同時に、国の未来、理想の姿を語るものでもあります。二十一世紀の日本の理想の姿を私たち自身の手で描くという精神

こそ、日本の未来を切り開いていくことにつながっていくと考えています。

また、内閣総理大臣は、憲法第六十三条の規定に基づき議院に出席し、国会法第七十条の規定に基づき、議院の会議又は委員会において発言しようにするとき、議長又は委員長に通告した上で行うものとされています。

憲法第六十七条の規定に基づき国会議員の中から指名された内閣総理大臣である私が、議院の会議又は委員会において、憲法に関する事柄を含め、政治上の見解、行政上の事項等について説明を行い、国会に対して議論を呼びかけることは禁じられているものではなく、三権分立の趣旨に反するものではないと考えています。

憲法第九十九条が憲法遵守義務を定めているのは、日本国憲法が最高法規であることに鑑み、国務大臣その他の公務員は、憲法の規定を遵守するとともに、その完全な実施に努力しなければならぬ趣旨を定めたものであって、憲法の定める改正手続による憲法改正について検討し、あるいは主張することを禁止する趣旨のものではないと考えています。

法律案の束ね又は実施命令の根拠規定の取扱いについてお尋ねがありました。

政府においては、従来から、二つ以上の法律の改正を提案しようとする場合においては、一般に、

法案に盛り込まれた政策が統一的なものであり、その結果として法案の趣旨、目的が一つであると認められるとき、あるいは内容的に法案の条項が相互に関連して一つの体系を形作っていると認められるときは、一つの改正法案として提案することができると考えています。

また、法律等を実施し、又は施行するため必要な事項のうち、罰則を設け、実質的に義務を課し、又は権利を制限する内容を含まない細目的事項について定める実施命令は、憲法、国家行政組織法等の規定により、個別の法律等による特別の委任がなくても制定することができるとされております。

したがって、これらの取扱いを変える必要はないと考えています。(拍手)